

令和6年度テナントビル等安全対策強化支援事業  
～高性能な消火器の追加設置をサポート～

【 募 集 要 項 】

I 申請方法

(1) 郵送の場合

①申請書（公社指定様式）の取得

以下の公社URLから申請書と意向確認書をダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/tenanto.html>

QRコード



②申請書の作成、添付書類の準備

③申請書類一式の提出

(2) 電子申請の場合

上記(1)①のWEBサイトに電子申請のご案内がありますのでご確認ください。

II 提出方法と受付期間

(1) 郵送の場合

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）【当日消印有効】

※簡易書留等記録が残る方法で、P10【送付先】の住所に郵送してください。

(2) 電子申請の場合

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）23時59分まで



テナントビル等安全対策強化支援事業事務局

TEL：03-3251-7924

〈受付時間〉9:00～17:00（土日祝日、12/29～1/3を除く）

## 助成器種の確認

本募集要項は「都内店舗及び事業所に法定設置基準を超えて設置する高性能な消火器の導入に係る経費の一部」を助成する「テナントビル等安全対策強化支援事業」の募集要項です。

※法定設置基準内又は標準的な性能の消火器の購入は対象とはなりません。

※高性能な消火器に関することは、一般社団法人日本消火器工業会ホームページをご参照ください。

<一般社団法人日本消火器工業会ホームページ> <https://www.jfema.or.jp/>

### 【高性能な消火器について】

高性能な消火器とは、火災時に誰もがより消火しやすいことを目的に、消火能力を著しく向上させた消火器

#### 仕 様

消火薬剤 粉末（ABC）薬剤（主成分リン安を90%以上含む）  
消火薬剤量 10型（薬剤量3kg）～20型（薬剤量6kg）  
能力単位 A-3、B-12、C（10型の例）  
識別表示 黄色の帯の中に黒字で「高性能型」の表記がある。  
※仕様は日本消火器工業会において自主的に定めたもの



（日本消火器工業会 高性能型消火器ページへのリンク先）

#### 本事業の対象となる消火器一覧

No	製造メーカー	器種名	型式番号
1	日本ドライケミカル	NDC プレミア 90-3K414	消第 2020～1 号
2	日本ドライケミカル	NDC プレミア 90-3.5K414	消第 2020～2 号
3	日本ドライケミカル	NDC プレミア 90-6K620	消第 2020～6 号
4	日本ドライケミカル	NDC プレミア 90-3K414(I)	消第 2022～2 号
5	モリタ宮田工業	アルテシモ・プラス MKA10B	消第 2019～10 号
6	初田製作所	VEGA+B PH-10A	消第 2020～8 号
7	ヤマトプロテック	YA-10VNX	消第 2020～13 号

※令和6年4月1日現在、日本消火器工業会において高性能型消火器と定められている器種です。  
今後対象器種に変更が生じた場合にはホームページ等でお知らせいたします。

## 【目次】

1	目的	4
2	助成対象者	4
3	助成内容	4
4	申請受付期間	6
5	助成対象期間	6
6	助成対象経費	7
7	助成対象外経費	7
8	申請から助成金支払いまでの流れ	8
9	申請	9
10	審査	11
11	審査結果の通知及び助成金の交付	11
12	申請に当たっての注意事項	12
13	交付決定の取消し及び助成金の返還	12
14	申請要件	13
15	経費の支払い等に関する注意事項	16
16	日本標準産業分類表	18
17	反社会的勢力排除に関する誓約事項	19
18	提出書類の見本	20

# テナントビル等安全対策強化支援事業

## 1 目的

都内には多数のテナントビルが存在しており、同一の建物内に複数の事業者が密集して事業運営を行っている状況も数多く見られます。このような中で、一度火災が発生すると、事業継続はおろか、従業員の生命や会社の財産等が重大な危険にさらされる恐れがあります。

そこで、都内中小企業等に対し、火災の初期対応を着実に実施するための高性能な消火器の導入に係る経費の一部を助成することで、安心して事業を運営できる環境の整備を推進することを目的としています。

## 2 助成対象者

都内中小企業者（法人及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中小企業団体等

- ・ビルオーナー・テナント事業者、双方ともに助成対象者となります。
- ・事業所がテナントビル以外の事業者でも対象になります。

☞申請要件等の詳細はP13「14 申請要件」をご確認ください

※ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会、商工会連合会、商工会議所、公益財団法人、公益社団法人、商店街振興組合、宗教法人は対象外となります。

## 3 助成内容

都内店舗又は事業所に、法定基準を超えて新たに設置する高性能な消火器の購入に係る経費の一部を助成します。

### （1）助成率

助成対象と認められる経費（消費税は除く）の3分の2以内

### （2）助成限度額

1事業者当たり最大10万円（消火器1点当たり上限2万円×5点まで）

※申請額に下限額はありませんが（但し、1,000円未満は切捨てとなります）。

### （3）助成対象経費

法定設置基準を超えて都内の店舗又は事業所に新たに設置する高性能な消火器の購入に係る経費

※助成対象物の購入前時点で、設置場所における消防設備の法定設置基準を満たしていることが必要です。

また、助成対象物の設置後も助成対象物を除き、設置場所における消防設備の法定設置基準を満たしていることが必要です。

☞助成対象経費の詳細はP7「6 助成対象経費」をご確認ください

○ 助成限度額の考え方

【助成限度額】

＜例1：1点3万円(税抜)の高性能な消火器を1点購入＞

高性能な消火器購入に要する経費(税込)

助成対象経費 【 3万円(税抜)1点 】	助成対象外経費 (消費税等対象外経費)	
↓×助成率2/3=2万円		
助成金交付申請額 【 2万円 】	自己負担分 【 1万円 】	自己負担分

＜例2：1点4万5,000円(税抜)の高性能な消火器を1点購入＞

助成対象経費 【 1点 4万5,000円(税抜) 】	助成対象外経費 (消費税等対象外経費)	
↓×助成率2/3=3万円(但し助成限度額2万円)		
助成金交付申請額 【 2万円(助成限度額) 】	自己負担分(超過分) 【 2万5,000円 】	自己負担分

※助成限度額の2万円(1点あたり)を超えた分は、自己負担となります。

＜例3：1点4万5,000円(税抜)の高性能な消火器を3点購入＞

助成対象経費 【 1点あたり 4万5,000円(税抜) 】	助成対象外経費 (消費税等対象外経費)	
↓×助成率2/3=3万円(但し助成限度額2万円)		
1点あたり助成金交付申請額 【 2万円(助成限度額) 】	自己負担分(超過分) 【 2万5,000円 】	自己負担分

↓×購入点数3点=6万円

助成金交付申請額 【 6万円 】	自己負担分(超過分) 【 7万5,000円 】	自己負担分
---------------------	----------------------------	-------

※助成限度額の2万円(1点あたり)を超えた分は、自己負担となります。

＜例4：1点1万5,000円(税抜)の高性能な消火器を6点購入＞

助成対象経費 【 1点あたり 1万5,000円(税抜) 】	助成対象外経費 (消費税等対象外経費)	
↓×助成率2/3=1万円		
助成金交付申請額 【 1万円 】	自己負担分 【 5,000円 】	自己負担分

↓×購入点数6点=6万円(但し対象上限5点のため5万円)

助成金交付申請額 【 5万円(対象点数による助成限度額) 】	自己負担分(超過分) 【 4万円 】	自己負担分
-----------------------------------	-----------------------	-------

※助成対象の点数(5点まで)を超えた分は、自己負担となります。

【申請下限額】 下限はありません

## 4 申請受付期間

### 《郵送の場合》

令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月31日（月）【当日消印有効】

※簡易書留等の記録が残る方法で、募集要項内に記載の住所に郵送してください。

### 《電子申請の場合》

令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月31日（月）23：59まで

※下記の場合、申請が受理できない場合がございます。不備・不足の無いよう十分ご確認の上、締め切りまでに余裕をもって申請してください。

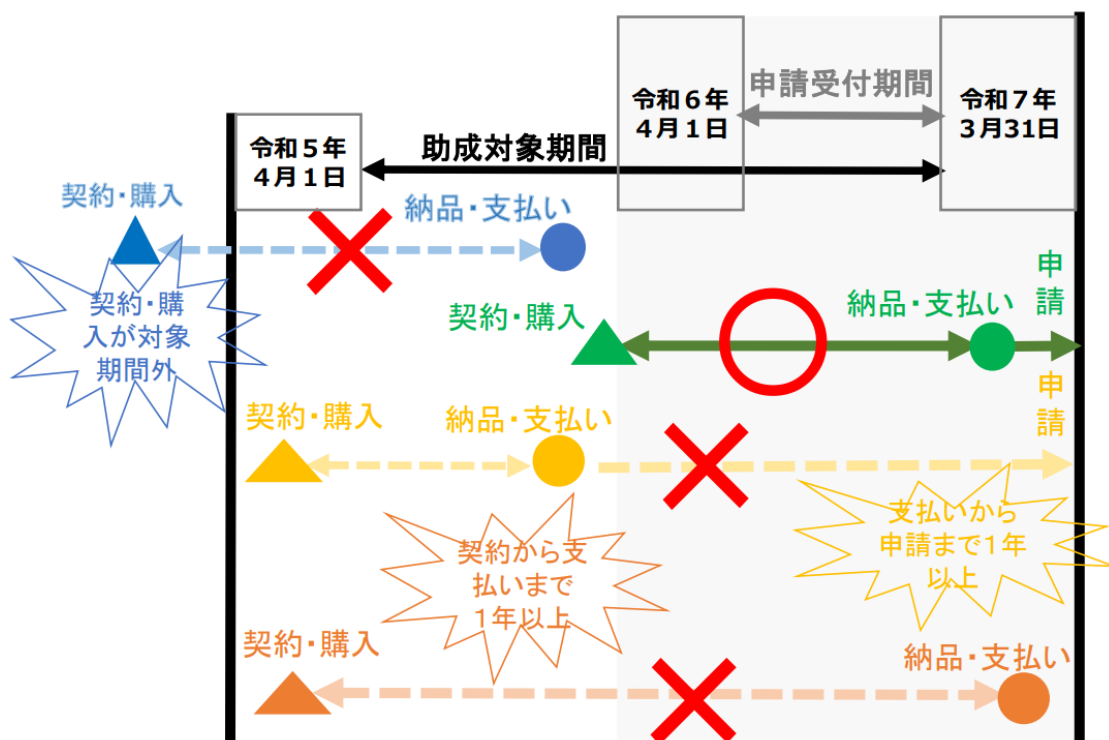
- ・ 受付最終日の郵便投函で消印が翌日以降となったもの
- ・ 受付締切時点で不備・不足のある申請書類（公社より必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求める場合があります。）

## 5 助成対象期間

令和5年4月1日（土）から令和7年3月31日（月）まで

※高性能な消火器の購入等（契約、購入、納品及び支払い）は、令和5年4月1日（土）から令和7年3月31日（月）までの期間に必ず実施・完了させてください。また、助成対象となる経費は、契約・購入から納品又は支払いまでが上記期間内のうち1年以内に完了した経費となります。

ただし、購入等を最後に行った日から1年以上経過した後で申請を行った場合は、助成対象となりません（購入等の終了後1年以内に申請を行っていただく必要があります）。



## 6 助成対象経費

助成対象経費は、(1)～(6)の条件に適合する経費です。

- (1) 法定設置基準を超えて新たに設置する高性能な消火器の購入に係る経費
- (2) 購入した高性能な消火器の「品名」「単価」「数量」「購入先」「購入時期」の確認が提出書類（領収書又はレシート）から可能な経費
- (3) 契約・購入・納品・支払いが助成対象期間内（令和5年4月1日～令和7年3月31日）に行われ、完了した経費
- (4) 助成対象の消火器購入として明確に区分できる経費
- (5) 消火器の販売を生業かつ主要業務とする業者から直接購入するもの
- (6) 申請対象となる都内店舗又は事業所に設置する消火器購入に係る経費

### 【注意事項】

・市販されているものに限りません。

☞ P 2 本事業の対象となる消火器一覧表にある高性能な消火器に限りません。

## 7 助成対象外経費

「6 助成対象経費」に適合しない経費は助成対象とはなりません。

＜助成対象とならない場合の例＞

- 高性能な消火器でないもの（標準的な性能の消火器）の購入経費
- 法定設置基準内の購入経費（法定設置基準内の買い替えを含む）
- 消火器収納ボックス及び付属品購入に係る経費（但し、リサイクルシール代は除く）
- 購入品に係る配送料、設置費用、消費税、振込手数料、保険料、通信費等の間接経費
- リース、レンタル料
- サブスクリプション等、定額支払い役務利用料等（権利使用料等）、保守費用等
- 調査、提案、打ち合わせ等に係る費用及びコンサルタント的要素を含む経費

＜「6 助成対象経費」に適合していても、助成対象とならない場合の例＞

- 領収書又はレシート等の提出がないもの
- 領収書又はレシート等に助成対象となる購入品名、単価、数量、購入先、購入時期が明記されていないもの
- 上限の点数（5点まで）を超えた高性能な消火器の購入費用
- 他社発行の手形や小切手、リボルビング払い等により支払いが行われている場合（原則は振込払い）
- 通常業務や他の取引と混合して支払いが行われており、助成対象経費の支払いが区分けできないもの
- 購入等（契約・購入・納品・支払い）が助成対象期間内（令和5年4月1日～令和7年3月31日）に行われていないもの
- 購入等の着手（契約・購入）から完了（納品又は支払い）までが1年以上に及ぶもの
- 購入等の完了（納品又は支払い）から1年以上経過した後に申請がなされたもの
- 自宅で事業を行っている事業者が、居住部分で使用するものと切り分けができない経費
- 親会社、子会社、グループ企業等関連会社※から購入したもの

※親会社、子会社、グループ企業等関連会社とは、自社と資本関係のある会社、役員等（こ

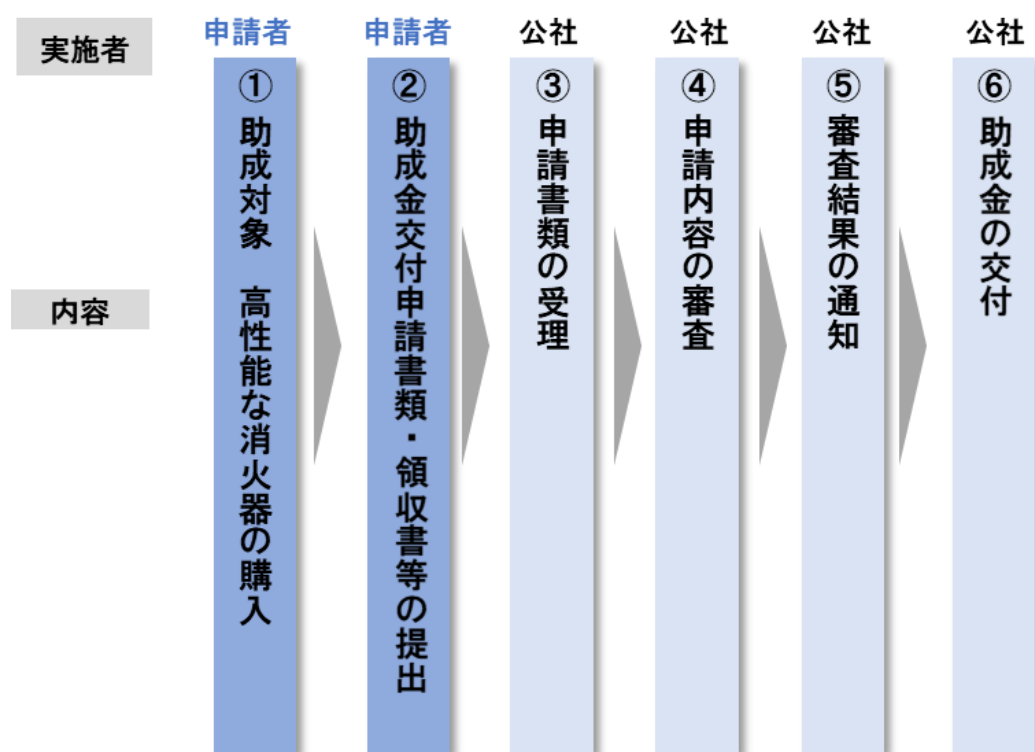
れに準ずる者を含む)又は社員を兼任している会社※、代表者の三親等以内の親族が経営する会社をいいます。

※会社には個人事業主、法人及び団体等を含みます。

- 助成対象となる消火器の販売を生業としていない事業者へ発注したもの
- 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- 中古品(新古品(※オークション等での新品購入等)も含む)
- 自社業務の中で取り扱う消火器具の購入等
- 購入時、ポイントカード等によるポイントを利用した場合のポイント分
- 購入先や契約、実施、支払い等が不適切な経費
- その他、公社が対象外と判断したもの

※審査通過後であっても、対象外経費と判明したものについては、助成金交付の対象外となりますのでご注意ください。

## 8 申請から助成金支払いまでの流れ



○申請書に不備があった場合は、「③申請書類の受理」ができません。不備が訂正された段階から審査開始となります。

○助成金の交付(振込)は、申請内容に問題が見当たらなければ、申請書類の受理から概ね1カ月半~2カ月後の予定です。



## 9 申請

### (1) 申請に必要な書類一覧

※ 個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、当該部分を黒塗り又はマスキングテープを使用するなどして、番号が判別できないようにしてください。

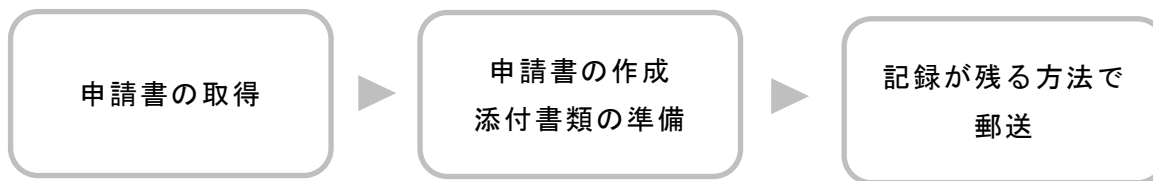
No.	提出書類		入手先		
1	申請書	○申請書（公社指定様式） ○誓約書（公社指定様式） ※郵送申請の場合、実印(印鑑登録している印鑑)を押印	原本 公社HP		
2	購入した高性能な消火器の領収書(レシート)等	購入品名、単価、数量、購入先、購入時期が明記されているもの <クレジットカードによる支払いの場合> 翌月一括払いのみに限り対象となります。 <助成対象経費の支払いとその他の取引が混在している場合> レシート等の該当箇所にマーカーを付してください。 <消費税が確認できない場合> 総額から消費税相当(10%)を除いた額(小数点以下)を助成対象額とみなします。	原本 購入先		
3	購入した高性能な消火器の写真	・高性能であることがわかる消火器のラベルの写真 器種名又は型式番号、製造番号がわかるように撮影してください	原本 申請者		
4	通帳の写し	金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人、預金種類、口座番号の記載があるページの写し ※ネットバンク等で現物の通帳がない場合は、上記が分かるWEB上の画面などの写しをご提出ください。 ※申請書に記載の振込口座と同一のものを提出してください。 【法人】 申請者と同じ法人名義の口座もしくは代表者の個人口座 【個人事業主】 申請者と同じ名義人の口座	写し 申請者保管・金融機関		
5	登記簿謄本等	【法人の場合】 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書	原本 法務局		
		【個人事業主の場合】 個人事業の開業届(税務署の受付印のあるもの) ※移転した場合は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」もご提出ください。	写し 申請者保管		
6	実施場所が分かる書類	申請書2に記載した実施場所で事業を営んでいることが客観的に分かる書類(住所と共に申請事業者名が記載されているもの) (例:賃貸借契約書、業種に係る営業に必要な許可証、自社ウェブサイト掲載の所在地情報、住所を含むカタログ等)	写し —		
7-1 ※1	【法人の場合】 納税証明書	事業税	直近の法人事業税納税証明書	原本 都税事務所	
			1期に満たない法人	代表者の直近の所得税納税証明書(その1)	原本 所管税務署
			NPO法人	—	— —
		住民税	直近の法人都民税納税証明書		原本 都税事務所
			1期に満たない法人	代表者の直近の住民税納税証明書 ※非課税の場合は住民税非課税証明書	原本 市区町村

7-2	【個人の場合】 納税証明書	事業税	課税対象	直近の個人事業税納税証明書	原本	都税事務所
			非課税対象	直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
			1期に満たない者	直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
		住民税	課税対象	直近の住民税納税証明書	原本	市区町村
			非課税対象	直近の住民税非課税証明書	原本	市区町村
8	東京消防庁への 情報提供に伴う 意向確認書	○東京消防庁への情報提供に伴う意向確認書 ※情報提供項目を確認の上、同意確認チェックボックスと申請者の 住所と会社名・代表者名を記載する			原本	公社HP

※ 詳細確認等のために、追加書類のご提出をお願いする場合があります。

## (2) 申請方法

### ① 郵送の場合



- ・ 申請書類は A 4 用紙片面で出力し、ステープル留めやファイリングをせずにクリップ留めにしてください。写しの添付書類は 白黒コピーであっても判別できるものにしてください。  
なお、審査によっては追加書類をご提出いただく場合があります。
- ・ 申請書類は、簡易書留・レターパック等の記録が残る方法で、以下の送付先に郵送してください。持参・宅配便・FAX等は受け付けができません。
- ・ 必ず控えとして写しを保管してください。問い合わせさせていただく場合があります。

**【受付期間】 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）※ 当日消印有効**

※ 受付最終日の郵便投函は消印が翌日以降となる可能性がありますのでご注意ください

### 【送付先】

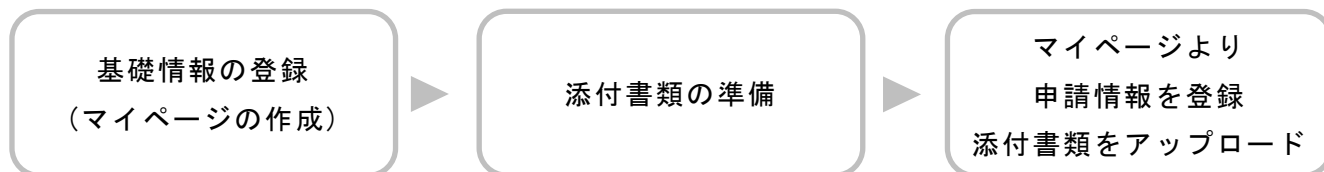
〒101-0022  
 東京都千代田区神田練堀町3-3  
 公益財団法人東京都中小企業振興公社  
 テナントビル等安全対策強化支援事業事務局 宛  
 〈申請書類在中〉

←ラベルとして  
 使用する場合は、  
 コピーしてお使い  
 ください。

## ② 電子申請の場合

下記URLのサイトより電子申請受付を行います。

<https://www.tenantjosei.tokyo-kosha.or.jp/application/s/tkcheckapplicationmethod>



- ・入力方法については、下記公社WEBサイト内 3. 書類ダウンロードの電子申請用マニュアルをご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/tenanto.html>

- ・添付書類については、撮影またはスキャンする等でデータ化し、フォーム内にアップロードしてください。
- ・アップロードが可能なファイルの拡張子は、jpg/jpeg/png/pdfになります。

**【受付期間】 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）23：59まで**

### (3) 申請書類の作成及び提出における主な留意事項

- ア 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。
- イ 申請書類を提出する者及び連絡担当者は、原則、申請者の役員・従業員に限ります。
- ウ 一度受理された申請書類は返却いたしません。**必ず写しを保管してください。**
- エ 必要に応じて、公社から追加書類の提出及び説明を求めることがあります。申請書類は締め切りまでに余裕をもって送付してください。
- オ 購入した高性能な消火器の数量、助成対象経費、助成金の申請金額を明確にしてください。
- カ 追加書類の提出期限を過ぎた場合には、申請を辞退されたものとみなします。
- キ 申請書類提出の際、持参・宅配便・FAX等では受け付けができません。

## 10 審査

申請書類に基づき、審査を行います。審査の途中経過において、申請書類の記載内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがありますので、ご注意ください。

## 11 審査結果の通知及び助成金の交付

- (1) 審査を経て本助成金の交付対象となった際は、助成金交付決定兼助成金額確定通知書を送付します。本通知は、申請書「2 本申請についての連絡先・書類送付先」に記載された宛先に簡易書留で送付します。
- (2) 審査の結果、申請額から減額して決定する場合があります。
- (3) 交付決定された場合、事業者名、所在地、助成事業実施場所、助成事業（取組）内容について公表することがあります。本助成事業の申請書提出をもって、同意したものとします。

## 12 申請に当たっての注意事項

### (1) 公社職員等による調査等

申請内容の実施状況、申請内容に関する取引関係書類、購入品等その他について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

### (2) 関係書類の保存

助成事業に係るすべての関係書類は、以下の期間まで保存する必要があります。

- ・令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に完了した場合は、令和12年3月31日（令和11年度末）まで

※完了日は助成金交付決定兼助成金額確定通知書の日付に準じます。

### (3) 代表者等の変更

助成事業者の名称・所在地・代表者名の変更又は新会社等の設立等をした場合は、必ず公社へ届け出てください。

## 13 交付決定の取消し及び助成金の返還

申請者（助成事業者）、購入先その他関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に申請者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 申請内容（交付決定）と異なる事実が認められたとき。
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む。）。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (7) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。
- (8) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- (9) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。ただし、風営法第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受ける接待飲食等営業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）、遊技場営業（マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）、場外車券・馬券・舟券売場、競争場（競

輪・競馬等の競争場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等)等は除く。

- (10) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- (11) 助成対象物を返品したこと等により、最終的に支払いが行われなかった、又は返金があったとき。
- (12) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき。
- ※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

## 14 申請要件

申請に当たっては、次の①～④全ての要件を満たす必要があります。

①次のア～ウのいずれかに該当する者

### ア 都内の中小企業者（会社及び個人事業者）

次の表のいずれかに該当する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業者）で、かつ大企業※<sup>1</sup>が実質的に経営に参画※<sup>2</sup>していない者

・業種名は日本標準産業分類（P.18「16 日本標準産業分類表」）に基づく。

業 種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下又は50人以下

・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類	
情報通信業	放送業	全て	
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業	
		音声情報制作業	
		広告制作業	
	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

## イ 都内の一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

## ウ 都内の中小企業団体等

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内で実質的に事業を行っている中小企業であるもの

### ②次のア・イのいずれかに該当し、それぞれの要件を満たす者

#### ア 法人

- ・申請日現在で、東京都内で実質的に事業を行っている※こと  
また、東京都内で引き続き事業を営む予定であること

#### イ 個人事業者

- ・申請日現在で、税務署に「個人事業の開業届」が提出されており、申請時にその写し（税務署受付印のあるもの）を提出できること
- ・申請日現在で、東京都内で実質的に事業を行っている※こと  
また、東京都内で引き続き事業を営む予定であること

※ 「実質的に事業を行っている」とは、申請書に記載の事業所所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申請書類、ホームページ、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

### ③助成事業（取組）の実施場所が、次のア・イに該当すること

#### ア 事業者の本社・事務所・店舗・工場等であること（賃借の場合を含む）

※ 実施場所について確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。

#### イ 東京都内であること

※ 購入品の現物が実施場所に設置・保管されていることが確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。

※ 実施場所が申請書記載の住所と異なることが判明した場合、交付決定後であっても取消しとなる場合があります。

### ④次のア～スの全てに該当すること

ア 今回助成対象として申請した購入品について、公社・国・都道府県・区市町村等から重複して助成又は補助を受けていないこと（過去に受けたことがある場合も含む）。また、交付決定された後においても受けないこと。

イ 本助成事業への申請は、1事業者あたり1件であること。

ウ 同一テーマ・内容で公社が実施する助成事業（他の事業を含む。）に申請していないこと。ただし、過去に本事業及びその他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。

エ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません）。

- オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- カ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- キ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- ク 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ケ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- コ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」という。）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。ただし、風営法第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受ける接待飲食等営業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）、遊技場営業（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）、場外車券・馬券・舟券売場、競争場（競輪・競馬等の競争場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等）等は助成対象とする。
- サ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- シ 申請に必要な書類を全て提出できること。
- ス その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

## 15 経費の支払い等に関する注意事項

経費の支払いに関する主な注意点は以下のとおりです。

### (1) クレジットカード（以下「カード」という。）による支払いの場合

以下ア～イの条件をすべて満たしている必要がありますので、ご注意ください。

ア カードで購入した伝票の日付が令和5年4月1日～令和7年3月31日までであること。

イ 翌月一括払いのみに限り対象（分割払い、リボルビング払いについては対象外）

### (2) 助成対象経費の支払いとその他の取引が混合している場合

領収書やレシートなどの該当箇所にマーカーを付してください。

### ▼【参考】申請書提出時のレシートの注意点

〇〇〇〇〇〇店	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
高性能消火器	
@〇〇×〇個	¥〇〇
<hr/>	
小計	¥〇〇
(内消費税等)	¥〇〇)
合計	¥〇〇
〇〇支払	¥〇〇
伝票番号	〇〇-〇〇-〇〇

購入品名、単価、数量、  
購入先、購入時期が明らか  
になっていますか？



▼【参考】申請書提出時の領収書の注意点

助成事業者の正式名称になっていますか？  
×通称名  
×担当者名

購入品名、単価、数量などの内訳が明らかになっていますか？  
◆領収書だけでは詳細がわからない経費は、明細が分かる帳票、請求書、納品書等を必ず添付してください。

日付は記入されていますか？

令和 ○年 △日 ×日

領収書  
△△株式会社 様

¥66,000- (内税6,000円)

但し 高性能消火器購入費 (@30,000×2点) として  
上記正に領収いたしました。

「お品代」ではなく、購入品名が書かれていますか？

収入印紙 印

〇〇株式会社  
〒000-0000  
新宿区西新宿0-0-0

< 公社提出用 >

高額領収書において、収入印紙は金額に応じて貼付してありますか？

公社に提出した領収書と分かるように<公社提出用>と余白に補記してください。

発行者の名称、住所はありますか？

領収書・レシートに上記の内容が記載されていない等、個別の事情がございましたら、事務局までお問い合わせください。

相手方(双方)の記名(自署)のみの「領収書」を提出する場合は、書類の発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。  
※ 発行元への確認ができない場合、当該帳票について未提出と判断させていただく場合があります。

領収書・レシートともに必ず、購入品名、単価、数量、購入先、購入日が記載されている必要があります。記載がない場合は詳細確認のため、納品書や請求書などの追加書類のご提出をお願いします。

# 16 日本標準産業分類表

申請書1(公社指定様式)「1 申請者の概要」の「業種」を記載する際は本分類表から該当する項目を選んでください。

大分類		中分類		大分類		中分類			
A	農業、林業	01	農業	H	運輸業、郵便業	42	鉄道業		
		02	林業			43	道路旅客運送業		
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)			44	道路貨物運送業		
		04	水産養殖業			45	水運業		
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業			46	航空運輸業		
		06	総合工事業			47	倉庫業		
D	建設業	07	職別工事業(設備工事業を除く)			48	運輸に附帯するサービス業		
		08	設備工事業			49	郵便業(信書便事業を含む)		
E	製造業	09	食料品製造業			I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業					51	繊維・衣服等卸売業
		11	繊維工業	52	飲食物品卸売業				
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業				
		13	家具・装備品製造業	54	機械器具卸売業				
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業	55	その他の卸売業				
		15	印刷・同関連業	56	各種商品小売業				
		16	化学工業	57	織物・衣服・身の回り品小売業				
		17	石油製品・石炭製品製造業	58	飲食物品小売業				
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	59	機械器具小売業				
		19	ゴム製品製造業	60	その他の小売業				
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業	61	無店舗小売業				
		21	窯業・土石製品製造業	J	金融業、保険業	62	銀行業		
		22	鉄鋼業			63	協同組織金融業		
		23	非鉄金属製造業			64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
		24	金属製品製造業			65	金融商品取引業、商品先物取引業		
		25	はん用機械器具製造業			66	補助的金融業等		
		26	生産用機械器具製造業			67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)		
		27	業務用機械器具製造業			K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	69	不動産賃貸業・管理業				
29	電気機械器具製造業	690	管理、補助的経済活動を行う事業所						
30	情報通信機械器具製造業	691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)						
31	輸送用機械器具製造業	692	貸家業、貸間業						
32	その他の製造業	693	駐車場業						
33	電気業	694	不動産管理業						
F	電気・ガス・熱供給・水道業	34	ガス業	70	物品賃貸業				
		35	熱供給業	71	学術・開発研究機関				
		36	水道業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)				
G	情報通信業	37	通信業	73	広告業				
		38	放送業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)				
		39	情報サービス業	75	宿泊業				
				390	管理、補助的経済活動を行う事業所	76	飲食店		
				ソフトウェア業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業			
				391	3911 受託開発ソフトウェア業	N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		3912 組込みソフトウェア業	79	その他の生活関連サービス業					
		3913 パッケージソフトウェア業	40	インターネット附随サービス業	80	娯楽業			
		3914 ゲームソフトウェア業			81	学校教育			
		情報処理・提供サービス			82	その他の教育、学習支援業			
		3921 情報処理サービス業			O	教育、学習支援業	83	医療業	
		3922 情報提供サービス業	84	保健衛生					
		3923 市場調査・世論調査・社会調査業	41	映像・音声・文字情報制作業	85	社会保険・社会福祉・介護事業			
		3929 その他の情報処理・提供サービス業			86	郵便局			
40	映像・音声・文字情報制作業	41	映像・音声・文字情報制作業	87	協同組合(他に分類されないもの)				
410	管理、補助的経済活動を行う事業所			R	サービス業	88	廃棄物処理業		
411	映像情報制作・配給業	89	自動車整備業						
412	音声情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)						
413	新聞業	91	職業紹介・労働者派遣業						
414	出版業	92	その他の事業サービス業						
415	広告制作業	93	政治・経済・文化団体						
416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	94	宗教						
S	公務(他に分類されるものを除く)	97	国家公務			95	その他のサービス業		
		98	地方公務			96	外国公務		
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業						

## 業種区分

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業(飲食業を含む)	5000万円以下又は50人以下

※ 「391ソフトウェア業及び3921情報処理サービス業」は本助成事業では3億円以下又は300人以下の扱いとなります

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。下記ホームページ等をご参照ください。

◆ <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>  
政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>)

複数事業を行っている場合の考え方については、下記ホームページをご参照ください。

◆ [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000317696.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf)  
総務省「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」

## 17 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

# 18 提出書類の見本

証明する内容	(1) 法人		(2) 個人事業主	
	書類名	取りに行く場所	書類名	取りに行く場所
事業税	法人事業税の納税証明書	都税事務所	【事業税課税の場合】 個人事業税の納税証明書	都税事務所
			【事業税非課税の場合】 所得税納税証明書(その1)	税務署
住民税	法人住民税	都税事務所	住民税の納税証明書	区市町村役所
事業実施	履歴事項全部証明書	法務局	開業・廃業等届出書(写し)	手元に控えあり (ない場合は税務署へ)

## (1) 法人

① 法人事業税と法人住民税の納税証明書 ※同日取得の場合、一枚で証明書の取得が可能

納税(課税)証明書

納税者又は特別徴収義務者: 株式会社〇〇〇〇

税目	年度・行先年度 事業年度等	税額	納付済日	納付(納入)の金額	非納税	以完納期限等	課税事務所	備考
法人事業税・住民税	令和2年7月1日	税額	〇〇	〇〇	〇〇		△△都税事務所	
法人住民税	令和2年7月1日	税額	〇〇	〇〇	〇〇		△△都税事務所	

令和2年7月1日 東京都 △△都税事務所

② 履歴事項全部証明書 ※登記簿謄本

履歴事項全部証明書

東京都〇〇区〇〇-〇-〇

株式会社〇〇

会社番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役	〇〇 〇〇.	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
取締役	〇〇 〇〇.	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
取締役	〇〇 〇〇.	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



## ②開業・廃業等届出書（控）

マイナンバー（個人番号）は黒く塗りつぶす等して提出して下さい。

納税地 <input type="checkbox"/> 住所外・ <input type="checkbox"/> 居所外・ <input type="checkbox"/> 事業所等（該当するものを選択してください。） (〒 - - - )	
納税地以外に住所外・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - - )	
氏名	生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成
個人番号	〒
職業	種別

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分 <input type="checkbox"/> 開業 <input type="checkbox"/> 事業所・事業所の（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 増設・ <input type="checkbox"/> 移転・ <input type="checkbox"/> 廃止） <input type="checkbox"/> 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引継ぎ先（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。）	住所 氏名
所得の種類 <input type="checkbox"/> 不動産所得・ <input type="checkbox"/> 山林所得・ <input type="checkbox"/> 事業（農業）所得（兼業の場合） <input type="checkbox"/> 金庫・ <input type="checkbox"/> 預金	開業・廃業等日 開業や廃業、事業所・事業所の新增設等があった日 平成 年 月 日
事業所等 新規設、移転、廃止した場合	新規設、移転後の所在地 (電話)
移転・廃止前の所在地	
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 代表者名 設立登記 平成 年 月 日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
事業の概要 (できるだけ具体的に記載します。)	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
届出の区分 開業 事業所・事業所の（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 増設・ <input type="checkbox"/> 移転・ <input type="checkbox"/> 廃止） 廃業	届出の有無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

届出の区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他 特記事項
開業	人		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
事業所・事業所の（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 増設・ <input type="checkbox"/> 移転・ <input type="checkbox"/> 廃止）			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
廃業			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

届出の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	給与支払を開始する年月日	平成 年 月 日
-------	--	--------------	----------

届出の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	給与支払を開始する年月日	平成 年 月 日
-------	--	--------------	----------

＝ 申込者情報のお取り扱いについて ＝

### 1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
  - (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ※ 上記(2)を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

### 2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

- (1) 目的
  - ア 当会社からの行政機関への事業報告
  - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
- (2) 項目  
 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- (3) 手段  
 電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、事務局までご連絡ください。

### ◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、公益財団法人東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。